

黒石市教育委員会告示第6号

黒石市やる気「UPる」塾実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和7年5月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市やる気「UPる」塾実施要綱の一部を改正する告示

黒石市やる気「UPる」塾実施要綱（令和2年黒石市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「在住する中学校に在籍している生徒」を「住所を有する中学生」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 開設日 教育長が指定する土曜日
- (2) 開設時間 午前8時30分から午前11時30分まで

第3条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 やる気「UPる」先生の任期は、委嘱の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育長が定める。
- 4 やる気「UPる」先生に欠員が生じた場合に補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の黒石市やる気「UPる」塾実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。